

「ドイツ特有の道」論争と「封建化」論の再検討

棚橋 信明

Die Kontroverse über den „deutschen Sonderweg“ und
die anschließende Überprüfung der Feudalisierungsthese des Bürgertums

Nobuaki TANAHASHI

はじめに

H・U・ヴェーラーとJ・コッカを代表者とする「社会構造史 (Gesellschaftsgeschichte)」¹⁾学派の信条的基盤には、第一にドイツにおいてナチスが勝利することになった長期的で構造的な原因に対する強い関心があった。そして、彼らが描き出そうとしたのは、ドイツの帝制期からナチス期に至る権威主義的な支配体制と、それを基礎づけたユンカー優位の社会的支配構造の連続であった。ここに、近代のドイツがイギリスやフランスとは異なる「特有の道」を歩むことになった根本的な原因が求められたのである。そして、この「特有の道」の重要な分岐点において、ドイツの市民層は自身の要求を貫徹できず、政治的「弱さ」を露呈したと見られた。具体的には、たとえば、三月革命を失敗へと導くことになった反動的ユンカー勢力に対する「屈服」であり、ビスマルクとの対決の際に示された政治権力の掌握を自ら放棄するような消極的な態度であった。そして、市民層自らがユンカー層に対する社会的・政治的な劣等を認める行動として、彼らの「封建化」(あるいは「貴族化」と呼ばれる社会的現象も問題視された²⁾。

「ドイツ特有の道」論争とは、このような「社会構造史」学派の描く近代ドイツの歴史像に対して、1980年代の初めに、イギリスの歴史家J・イリーやD・ブラックボーンなどが厳しい批判を行うことにより開始されたものであった。2人のイギリス人の歴史家は共著『ドイツ歴史叙述の神話』において、「本来的に特異であったのはドイツの道ではなく、イギリスの道である」と述べたうえで、「あらゆるケースが特有なケースである」として、イギリスの発展を比較の基準とするような「ドイツ特有の道」テーゼを真っ向から否定し、「社会構造史」学派によるドイツ近代の歴史像を「神話」と断じたのであった³⁾。こうした批判を契機に、イギリス史家と西ドイツの「社会構造史」学派の対決を中心軸とする激しい論争が、80年代半ばにかけて展開されたのである⁴⁾。

この論争は、近代ドイツの市民層に関する歴史研究を大きく鼓舞することになった。たとえば、1986年には、コッカの主導する共同研究プロジェクト「近代の市民層の社会史——国際比較におけるドイツ」が、ビーレフェルト大学で始動した。このいわゆるビーレフェルト・プロジェクトの中心的課題は、ドイツ近代の発展が「弱い市民層」と「市民性の欠如」によってどれほど決定づけられたのか、国際的比較の手法を取り入れながら検証することにあつた⁵⁾。それは、前述のように、「社会構造史」においては、19世紀の市民層の政治的「弱さ」とそれを要因とする「封建化」が、ドイツが「特有の道」を歩むことになった重大な原因として理解されてきたからであり、そして、

「封建化」により封建的・貴族的価値規範を受け入れることは、本来的に市民的とされた価値規範を捨て去ることと同義と解釈され、「市民性の欠如」と表裏一体と見られてきたからであった。

本稿の目的は、以上のような「ドイツ特有の道」論争とその後の市民層研究に関する歴史研究の展開のなかで、とくに市民層の「封建化」をめぐる議論に焦点を当て、多岐に及んだ論点を明確にするとともに、その後の再検討の過程における主要な社会史的研究の成果について整理することにある。

1. ドイツ市民層の「封建化」論

「社会構造史」において、市民層の「封建化」とは具体的に彼らのどのような行動を指すものであったろうか。とくに問題とされたのは、貴族の生活様式の模倣としての騎士領の購入と農村の大邸宅での豪華な生活、貴族との通婚、「商業顧問官 (Kommerzienrat)」などの称号や勲章の拝受、そして貴族身分の獲得であり、そのほかに、予備役将校の地位や貴族的な学生団体への所属を通じた軍国主義的・封建的価値規範の習得も問題にされた⁶⁾。

こうした市民層の「封建化」論の端緒は、ヴェーラーらによって戦後、再評価された E・ケーアのヴァイマル期の研究⁷⁾に求めることができるが、実証的な事例研究をもって「社会構造史」における立論に大きな影響を及ぼしたのは、F・ツンケルにより 1962 年に公刊されたライン・ヴェストファーレン地域の企業家層に関する研究であった。ツンケルはこの研究で、1850 年代～ 1860 年代に企業家たちの貴族に対する態度はきわめて複雑であり、ルサンチマンと憧憬の間を揺れ動いていたとしつつ、次第に同化を望むような憧憬が企業家層において優勢になっていったとしている。彼によれば、きわめて多くの企業家が貴族の生活様式の虜になり、なかでも「成り上がり者たち」は貴族層に受け入れられることを強く望み、そのために称号や勲章を獲得し、最終的には貴族に叙せられことをめざして努力を続けたとされる。そして、こうした過程で企業家たちは、貴族的な生活様式に完全に適応するために企業活動を停止したり、自由主義的な政治的及び経済的理念を捨て去ることもあったとされた。このような現象をツンケルは「市民層の封建化」と表現したのである。ここで彼は、イギリスとの比較の観点も提示している。上記のようなドイツにおける企業家層の動向に対して、イギリスにおいては貴族層が市民的な経済的・社会的な生活様式に適応していったのであり、それによって次第に民主主義的な国家形態に適合した社会的構造が形成されていった、と彼は考えたのである⁸⁾。

このような 1960 年代のツンケルの「封建化」論の展開も、ナチスの政権掌握につながる社会構造的な原因についての問題関心の上に立っていたと言える。そのため、70 年代以降、ヴェーラーたちによる「特有の道」テーゼに自然に組み入れられることになったのである。「社会構造史」において「封建化」論は、その適用の範囲をドイツ全土に、そして企業家以外の教養市民層にも拡大され、近代ドイツの市民層全体の「封建化」の意味がここで問われることになったのである。

上記のようにツンケルが指摘したもの以外で、ヴェーラーが代表的著書『ドイツ帝国』で、市民層の「封建化」において重要な役割を果たしたものとしてとくに取り上げたのは、予備役将校制度と学生団体であった。ケーアも 1928 年の論考ですでに、1880 年代以降の予備役将校の養成が、「政治的革命を放棄し、無産者層による暴動を恐れて国家の既存の権力機構にすり寄ろうとしたドイツ市民層の最終的な降伏」を意味するものであったとし、この制度が国家が軍隊の支持者として市民

層を獲得し、他方で市民層が財産の保護者として国家を獲得する媒体となった、と述べていた⁹⁾。
ヴェーラーはこうしたケーアの所論を引き継ぎ、一年志願兵をへて予備役将校に任用された市民たちは、予備役将校の地位や肩書きに大いなる誇りを抱くようになり、また、所属する部隊の将校団に受け入れられるために職業軍人の価値規範や行動様式に適応していったと述べたのである¹⁰⁾。

また、大学に進学した市民の子弟の大多数が所属した学生団体について、ヴェーラーはその社会的・政治的機能を、「市民の子弟を新貴族的な名誉規範及び行動規範にしばり付け、将来の市民的政治の指導者になりうる者たちを前工業的・貴族的な指導集団に結びつけるような規律及び世界観を彼らに刻み込むこと」にあったとし、こうした機能によって市民の子弟は「その潜在的な抵抗力を新しい集団的心性によって削がれ、成功裡に別の生活世界に組み入れられた」と述べている。そして、学生団体による「封建化」の左証としてとくに注目されたのが決闘の流行であった。それは、多くの学生団体がその構成員に名誉回復のための決闘を義務づけたからであった。取り分け貴族的な学生団体に所属することが卒業後の官吏としての採用や昇進に決定的に有利に働いたという事情も手伝って、多くの市民の子弟はもともと貴族層や将校団の封建的な価値規範と結びついた決闘の慣習を、学生団体を通じて無批判に受け入れていったものと考えられたのである¹¹⁾。

そして、市民層の「弱さ」や「封建化」を裏づける証言として、同時代の進歩主義的知識人たちのいわば嘆きや手厳しい批判の言葉が、しばしば引き合いに出されてきた。最も頻繁に言及されてきたのは、マックス・ウェーバーの言葉であり、なかでも市民層の未成熟についての悲嘆とも受け取れる発言であった。1895年のフライブルク大学における就任演説で彼は、ドイツでは経済的に没落しつつあるユンカーが政治の実権を握り続けており、他方で経済的に急激な成長を果たした市民層は依然として政治的に未成熟で、それゆえ現状において彼らは国民の指導者たり得ない、と結論づけている¹²⁾。また、1909年に商工業の利益団体として設立された「ハンザ同盟 (Hansa-Bund)」の機関誌において、その会長のヤコブ・リーサー (Jakob Riesser) は、ドイツの商工業がきわめて大きな経済的意義を獲得しているにもかかわらず、国政においてはほんのわずかな政治的意義しかもっていないことに憤りを示しつつ、その原因を農村部におけるユンカーの圧倒的な政治的影響力とともに、市民層の「嘆かわしい、言いようのない無気力」に求めている。彼によると、これまでの歴史的過程においてドイツの市民層は「彼らの意見を尊重することを政府の側に慣れさせるのではなく、つねに政府のイニシアティブを期待することに次第に慣れてしまった」のであった¹³⁾。

市民層の「封建化」の現象については、1903年のヴェルナー・ゾンバルト (Werner Sombart) による以下のような辛辣な批判が知られている。彼は市民層の「権力を求める意欲の完全なる欠如」を批判し、彼らが進める騎士領の購入、貴族身分の獲得、貴族との通婚を根拠として、彼らの「最高の理想はユンカーになること、すなわち自ら貴族になり、できるだけ貴族風の思考様式、騎士風の行動様式を我がものとすることであり続けた」と述べている¹⁴⁾。そして、「封建化」を示す具体的行動の一つとされた決闘の市民層における流行についても、同時代人による批判的な評価がそのまま歴史的評価として受け入れられたきたと言える。たとえば、ルーヨ・ブレンターノ (Lujo Brentano) はドイツで1902年に設立された反決闘連盟の機関誌に掲載の論稿で、イギリスにおける決闘の早期の衰退を当地における市民層の社会的・政治的ヘゲモニーの確立に関連づけ、他方でドイツにおける決闘の流行に関しては、「市民層の弱さ」にその原因があるものと結論づけたのであった¹⁵⁾。

この決闘の問題は、それ以前に帝国議会にも持ち込まれていた。社会主義者アウグスト・ベーベル (August Bebel) は1896年4月に帝国議会で、広範な市民層において「貴族の猿真似」が蔓延し

ており、「決闘が承認され、貴族層と少なくとも同じように、スポーツのごとく行われている」と述べ、その廃絶を要求したのであった。彼はそこで、決闘の温床としての予備役将校制度の問題にも言及している¹⁶⁾。また、1914年3月の帝国議会では、同じく社会民主党の議員ヘルマン・ヴェンデル(Hermann Wendel)が市民層による決闘を再び取り上げている。イギリスでは「市民層が政治的及び経済的力を獲得したのみでなく、一般の人びとの世界観、道徳、習慣までが市民的精神によって貫かれた」ことが決闘といった「封建的悪弊」の廃絶を可能にしたのであったが、ドイツでは歴史的発展の過程で「市民層が封建化され、軍国主義化された」がゆえに、彼らは「決闘に対して精力的な抵抗を見せることなく、病的に未発達な自己意識をもってこの悪弊に染まってしまった」と彼はそこで述べたのである¹⁷⁾。

このような同時代の自由主義的及び社会主義的知識人のドイツ市民層に対する批判的な評価が、「社会構造史」学派にそのまま取り入れられ、「特有の道」テーゼの論拠にされてきたわけである。ここで注目すべきは、同時代人の見解にすでにイギリスとの対比といった視点が示され、決闘の流行に象徴されるような市民層の「封建化」が、彼らの政治的な「弱さ」や「市民性の欠如」と密接に関連づけられていたことである。ただし、上記のような同時代人の言葉がしばしば引用されてきたのは、彼らの政治的信条がナチスに帰結する構造的問題に立ち向かう「社会構造史」学派のそれと共鳴したがゆえであり、こうした言葉が当時の現実を的確に捉えているかどうかについては留保が必要であろう。

2. 「封建化」論に対するイリーとブラックボーンによる批判

前述の共著によるイリーとブラックボーンによる「特有の道」テーゼに対する批判の要旨は、以下のようなものであった。まず、ヴェーラーらは、誤解に基づく過度に理想化されたイギリスの発展を基準としてドイツ近代を描こうとしている。イギリスにおいても、市民革命によって議会制民主主義が実現したとするのは誤解であり、西欧各国の市民革命が実現したのは、市民層による政治的主導権の把握であり、彼らの経済的利益が保障される法的体制の確立であった。したがって、ドイツにもこの意味による成功した市民革命があったのであり、48年革命からビスマルクによる「上からの革命」に至る過程がそれに相当する。それゆえ、ドイツの市民層が西欧諸国との比較において特別に「未成熟」であったとは言えず、ユンカーなどの保守的勢力に「屈服」し、自ら「封建化」したとする説は退けられべきである¹⁸⁾。そして、とくに「封建化」論については、ブラックボーンが同書で一章を割いて批判を展開している。以下では、彼の議論にしばらく耳を傾けてみたい。

彼が第一に指摘したのは、「社会構造史」学派によってもしばしば言及されてきたマックス・ウェーバーのいわば誤読である。ブラックボーンが注目するのは、1904年に発表された論稿「資本主義と農業制度」におけるウェーバーの議論である。そこで彼は、ドイツで裕福になった企業家たちが騎士領を世襲財産として熱心に購入し、これを貴族身分の獲得のために利用しようとしている事実を認めるが、こうした「成り上がり者の世襲財産は、貴族的伝統と軍事君主制をもった古い国における資本主義の特徴的産物の一つ」であって、「ドイツの東部においては、イギリスで数世紀以来、進行してきたことと同様のことがいま行われている¹⁹⁾」と述べているのである。すなわち、ウェーバーによれば、企業家たちが獲得した富をもって自身の「封建化」を進めるように見える現

象は、程度の差こそあれ、イギリスを始めとして工業化の進行しつつあるたいの国で見られるものであり、これを彼は「資本主義の特徴的産物の一つ」と適切に表現したのであった。この引用に続けてブラックボーンは、このような現象において問題にすべきは「市民層の封建化」よりも、「新しい支配階級の形成」であり、「支配階級の新旧両要素の新しい関係＝共生関係の形成」であるとしている²⁰⁾。このように、ブラックボーン自身も上記のようなウェーバーの議論に依拠しながら、従来の市民層の「封建化」論は支配階級の再編及び変質過程の一面を捉えるにすぎないのであって、また、同様の支配階級の変化は他の西欧諸国でも見られたのであり、ドイツ特有の現象ではなかったことを指摘したのである。

続いてブラックボーンが問題にしたのは、市民層の「封建化」と見える態度の表面的な形式と実質的な内容との峻別であった。彼によれば、ドイツの市民層が騎士領を購入したり、ビーダーマイヤー風の簡素な生活を離れ、広大な邸宅での華やかな生活習慣を身につけたりしたとしても、このような彼らの態度は形式としては貴族に対する「屈服」と見えるが、その内容から理解すると「社会的上昇志向」の表現と見なすべきであった。また、称号や爵位などの名誉表彰は、金銭で購入することができるものとするに同時代人には理解されており、すなわちその本来の価値を失いつつあったのであり、伝統的な社会的威信を体現するものではなくなりつつあったことも考慮すべきであった。したがって、名誉表彰を熱心に求めた市民たちも、その根底にあった封建的原理を受け入れたわけではなく、社会的上昇のためにそれを利用しようとしたと見るべきである。要するに、エリート層において現実に勢力を拡大しつつあった市民層は、きわめて形式的・表面的にのみ貴族層に対する「屈服」の姿勢をとったと見るべきであった。以上のことを踏まえてブラックボーンは、「特有の道」テーゼにおけるドイツの市民層の歴史的使命の「不履行」について、その原因を彼らの「前工業的」あるいは「封建的」な価値観に帰すことに疑念を呈したのである²¹⁾。

こうしてブラックボーンは「封建化」論に直接的な批判を加えたうえで、むしろドイツ社会における「市民化」の進展に注意を払うべきであるとし、「市民化」の重要な事象について説明を続けている。彼が第一に重視するのは、市民的法治国家の発展であり、身分制的特権や制限の廃止とともに、取り分け法的平等を基礎とする国家公民の概念が法的に次第に定着していったことであった。彼によれば、こうした過程で、ドイツでも国家行政に対して法的な拘束が貫徹していくとともに、出版の自由や集会・結社の自由の法的保障によって国家から自立した公共性の発展が可能になったことが正当に評価されるべきであった。また、こうした市民的法治国家の発展にともなって、社会的威信の基準として地位や身分よりも財産や所得を優先したり、自由な競争と利潤の追求を重視するような市民的価値規範が広がっていったことも重要であった。そして、こうした市民的価値規範の拡大の重要な媒体となり、そのうえ市民たちが社会の様々な分野で指導力を発揮する手段になったものとして自発的結社の急激な発展があったことをブラックボーンは指摘している。そこで彼が目するものは、こうした自由意志に基づいて設立される結社がその組織のあり方と目的の設定において反身分制的な性格を初めからもっていたこと、また、結社の発展が市民層内部における社会的ネットワークの強化と濃密化に繋がっていったこと、そして、結社が市民的原理を広く社会に誇示することによって他の社会階層に対する市民層の社会的優越と影響力の拡大に大きな寄与をしたことである²²⁾。

ブラックボーンは、そのほかにも他の西欧諸国とも共通する社会の「市民化」を示す実例として、政治、法曹、教育、学問、芸術、音楽、医療、ジャーナリズムなど多様な職業分野における市民層の数的優越、また、君主や貴族に代わる芸術の保護者や後援者としての市民層の役割の拡大、さら

に、趣味、モード、服装の分野における市民層の指導的役割などを指摘している。他方で、彼はこうした「市民化」が内包した諸矛盾にも言及している。たとえば、法治国家の形成過程において女性に対する差別的処遇が法的に確定されるに至ったこと、個々の市民的職業グループにおいてギルド的な排他性が強まっていったこと、また、上記のような自発的結社が理念とした開放と平等の組織原理に反して、現実の結社の活動においては社会的な排除と市民層による統制が見られたことである。ただし、市民的理念と現実の間のこうした矛盾はイギリスなどでも見られた現象であって、いずれにせよ、19世紀のドイツにおいても「前工業的」及び「封建的」価値規範の復権や優越は一般的には見られなかったのであり、むしろ市民層と市民的価値規範の優越が社会のあらゆる領域に拡大していった事実こそが重視されるべきであると彼は主張するのである²³⁾。

さらに、ブラックボーンはイリーとともに、1960年代にはP・アンダーソンやT・ネアンにより、そして80年代にはM・ウィーナによって提起されたイギリス市民層に関する「封建化（ジェントリ化）」論を引き合いに出し、ドイツの「社会構造史」学派が比較の基準としたイギリスの「標準の道」の存在がいかにも不確実なものであるかを示そうとした。よく知られるように彼らの研究は、イギリスの「衰退論争」において重要な位置を占めるものであり、20世紀後半のイギリスの「相対的衰退」の原因を、19世紀後半からの市民層、とくに企業家層の産業精神の衰退に、そして17世紀以降の伝統的な社会・経済構造の存続に求めようとするものであった²⁴⁾。

アンダーソンやネアンは、イギリスの市民層は貴族に対抗して独自の世界観を創造し、明確なヘゲモニーを確立することに失敗したが、それは貴族エリートの優越的地位に挑戦するのに必要な活力と強力な意志を欠いていたからであるといった議論を展開していたが、イリーから見ると、そこで彼らは「ドイツの歴史家の間で今、流行となっている同じ表現で、イギリスの発展の特殊性を説明している」のである。また、ブラックボーンは、当時イギリスで大きな反響を呼び起こしていたウィーナの研究について、ここでは「いかにしてイギリスの市民層が彼らの富の源泉となった産業精神から次第に遠ざかり、それに代わって土地貴族の価値規範を受け入れていったか」が明らかにされ、こうした過程が市民層による「土地の購入、貴族風の大邸宅の建設、ジェントリの生活様式の熱心な模倣、そして商売の痕跡（Stigma）を取り除くような子どもたちの教育を通じて」進んでいったことが論じられていると言及している。こうした「封建化」論もイギリスで批判を浴びていたのであり、イリーやブラックボーンから見るとイギリスとドイツの「封建化」論は「奇妙な鏡像（a curious mirror-image）」をなしていたのである²⁵⁾。

以上のような内容を含むイギリス史家の批判に対して、「社会構造史」を代表するヴェーラー、コッカ、そしてH・U・プーレらの反論²⁶⁾があつて「ドイツ特有の道」論争が開始されることになった。その論点はきわめて多岐にわたることになったが、そのなかで市民層の「封建化」と呼ばれた現象とは何であったのか、そして彼らの「弱さ」や「市民性の欠如」を示すとされたこうした行動をどう解釈すべきかといった問題も、とくに社会史的、また文化史的に再検討を進めるべき課題として浮かび上がってきたのである²⁷⁾。次章では、1990年代までのこうした「封建化」論の再検討の過程について見ていくことにする。

3. 「封建化」論の再検討

1980年代に至っても、ドイツの歴史学界においては、ツンケルなどの企業家層に関するわずかな

研究を例外として、市民層に関する社会史研究は労働者層を対象とするものと比較して質と量において依然として遅れが目立っていた。すなわち、「特有の道」テーゼの重要な構成要素であった市民層の「封建化」論は、十分な社会史研究の蓄積の上に立つものではなかったのである。そのため、「特有の道」論争を契機として、上記のツンケルの研究による「封建化」論についても、ドイツ西部におけるそれほど数の多くない事例のみに依拠していることが重大な不備として指摘されることになった。そのほか、これまでの「封建化」論では「封建化」あるいは「貴族化」の概念が曖昧なまま使用されていること、また、イリーとブラックボーンの指摘を受けて、西ヨーロッパ諸国を無条件に模範的な比較対象としていることも問題として再検討の課題とされたのである²⁸⁾。

(a) H・ケルブレによる再検討の指針

「特有の道」論争を契機として開始された「封建化」論の再検討に先鞭をつけたのは、1985年に発表されたH・ケルブレのドイツの企業家層を取り上げた論考であった²⁹⁾。そこで彼は、70年代に出された企業家層に関する実証的な社会史研究を参照するだけでも、これまでの「封建化」論は「多くの問題を孕んだものに見えてくる」と述べ、3つの研究の内容を紹介している。これらの研究はもともと「封建化」論の再検討を目的とするものではなく、したがって考察の範囲も限定的ではあったが、以下のような重要な事実を読み取ることができるものであった。たとえば、成功した企業家の息子たちの圧倒的多数が職業として父親と同じ企業家の道を選択しており、大農場経営者、将校、最上級官吏といった貴族的な職業の道を進む者はきわめてわずかであったこと、また、彼らの結婚相手についても大農場経営者の娘との結婚はきわめて例外的であったこと、さらに、企業家に対する称号や勲章による名誉表彰はかなり頻繁に見られたにしても、貴族身分の叙位はきわめてわずかしか見られなかつことなどである³⁰⁾。こうした事実からは、広範な企業家が貴族的価値規範を積極的に受け入れていった様子は見えてこないのである。

これに続けてケルブレは、資産規模が600万マルクを上回る「億万長者 (Multimillionäre)」に属した企業家の息子たちの職業と、娘たちの結婚相手(義理の息子)の職業に関する独自の分析結果を示し、そこから同様のことが言えるとしている。ただし、この分析は時代的には1911～1914年に限定され、対象も「億万長者」といった社会階層の最上部に限られていた³¹⁾。この論考で注目すべきは、これに続けてケルブレが行った「封建化」の指標に関する概念的問題の整理である。彼はここで、従来の「封建化」論の大きな欠陥がこうした指標に含まれる概念的問題を原因としているとして、これまで指標とされてきたものを以下の3つのグループに分け、それぞれについて批判的な考察を行っている。

その第一のグループが、貴族との社会的融合 (Verflechtung) に関係する企業家層の息子たちの職業選択や婚姻のあり方であった。そもそもドイツの貴族層は社会的に閉鎖的傾向が強く、企業家層との社会的融合に拒否的態度を示していた。他方で、企業家層の側でも息子たちの就業に際しては家族企業の次世代への継承こそが最重要課題とされており、長男に限らず、息子たちにとっては親戚の企業や他の同業者のもとで修業したのち、父親の共同経営者になる道が最も一般的であり、彼らの結婚相手も有力な同業者の娘が優先されることが多かった。また、娘たちの結婚についても、家族企業のための優秀な協力者(時には共同経営者)を義理の息子として獲得することがしばしば重視された。こうした条件により、貴族層と企業家層の社会的融合が発展する余地は初めからかなり限定されており、このようなことはそれ以前の企業家研究によってもすでに明らかにされていたのである³²⁾。

第二の指標グループは、商業顧問官などの称号、黒鷲勲章などの勲章、予備役将校の辞令、そし

て貴族の称号を内容とするものであった。ケルブレによると、こうした称号や勲章などは確かに市民的価値規範とは異質のものであったが、これらの受け取りを貴族的価値規範の習得、さらには貴族層に対する「屈服」とまで理解するのはあまりに短絡的であった。ここで彼は、種々の称号の授与に関する推薦書（理由書）を根拠となる資料として議論を展開している。こうした資料によると、称号の授与の基準は 1848 年以前には第一に企業家の大きな経済的成功であって、それには国家による工業振興策が反映されていたと見られた。1848 年以降、称号の授与数は大きく増加し、その社会的影響力も確かに大きくなったが、企業家の経済的成功に加えて新たに政府が授与の基準として重視したのは、とくに企業家の政治的態度であった。すなわち、政府の政策に対して従順で、君主への忠誠を誇示するような態度、たとえばビスマルクの戦争のために多額の献金を申し出るような態度が授与の理由として持ち出されるようになり、他方で、反政府的・民主主義的活動に加わるような企業家は、授与の対象者からはっきりと外されたのである。また、将校辞令についてケルブレは、将校職そのものがすでに国家による貴族の飼い慣らしと統合のための道具となっており、すでに純粋に貴族的なモデルではなくなっていることを指摘している。以上のようなことから、ケルブレは企業家たちに授与された称号や将校辞令から、政府による「封建化」や「貴族化」の意図を読み取ることはできず、ここで第一に問題にすべきは国家による企業家層に対する政治的コントロールであるとしている³³⁾。

そして、第三の指標グループは、貴族の生活様式の模倣に関係するもので、ここでは企業家の都市郊外の大邸宅での豪華な生活、大農場の購入、寄宿学校における娘の教育、息子たちの学生団体への所属が挙げられている。このグループについてケルブレが問題とするのは、伝統的な市民的生活規範からの離脱と「封建化」がこれまで区別されず、一体のものとして扱われてきたことである。たとえば、19 世紀後半に目立つようになる企業家の大邸宅での華やかな暮らしぶりは、確かに三月前期までの儉約を旨とする質素な生活態度からの離脱であったが、このような転換が貴族の生活様式を模範とするものであったのかはかなり疑わしい、と彼は見るのである。彼がここに見ようとするのは、「新しい独自のブルジョア的生活様式」の登場であった³⁴⁾。

ここで取り上げたケルブレの論考は、副題に「中間報告 (Zwischenbericht)」を掲げていることからわかるように、「封建化」論で採用されてきたすべての指標について踏み込んだ批判的考察を加えるものではない。それでも、彼による概念的問題の整理は、「封建化」の概念の曖昧さの問題に対処しようとするものであり、また、その後に進められるべき「封建化」論の再検討に道標を示したものと見ることができる。すなわち、彼による上記のような批判的考察に社会史研究による実証的裏づけを与えていくことが、今後、取り組むべき課題として提示されたと言えるのである。

(b) H・ベルクホフと R・メラーによる企業家層研究の進展

その後こうした社会史的課題に取り組み、「封建化」論の再検討を大きく前進させたのが、1990 年代になって相次いで出された H・ベルクホフと R・メラーによる企業家層に関する研究であった。ここでは彼らによるおもに 2 つの研究を取り上げるが、その一つはベルクホフの単著によるもので、プロイセンとイギリスで 1870 ~ 1918 年の間に貴族に叙された企業家に関して統計的及び社会史的考察を加えた論考であり、他の一つはベルクホフとメラーによる共同研究で、1870 ~ 1914 年についてドイツの 3 都市（ブレーメン、ドルトムント、フランクフルト）とイギリスの 3 都市（バーミンガム、ブリストル、マンチェスター）の代表的企業家それぞれ 1,324 人と 1,328 人に関して、集合伝記的研究を進めたものである³⁵⁾。「封建化」論の再検討との関連で彼らの研究が課題とするのは、「封建化」の指標としての①貴族の称号やその他の称号の獲得、②大農場の所有を含む貴族的

生活様式の取り入れ、③通婚の問題を含む貴族層との社会的融合の実態をドイツとイギリス両国について明らかにすることであり、そして、こうした問題について両国を的確に比較することにより共通点と相違点を明確にすることであった。上記の3つの主要な問題群は、取り上げる順番は異なるものの、先にみたケルブレによる「封建化」の指標に関する概念的問題の整理におよそ対応していることがわかる。

まず第1の問題群について彼らは、企業家による貴族身分の獲得者数とその割合から、どれほど現実的問題として「封建化」について語るができるかについて考察を行った。ベルクホフによると、1870～1918年の間にプロイセンで貴族に叙されたのは全部で1,315人であったが、そのうち企業家は148人で、その割合は11.3%であった。1,315人のなかで最大の割合を占めたのは軍人で41.2%、それに続くのが大農場主の25.7%、そして官吏の13.8%であった。また、貴族に叙された者のうちで221人は上級貴族身分を意味する爵位を与えられたが、このうち企業家はわずか14人で、その割合は6.3%にすぎなかった³⁶⁾。このような企業家による貴族身分の獲得者数とその割合から、貴族身分の獲得が市民層全体の「封建化」を進めるような持続的な作用を及ぼしたとは言えない、とするのがベルクホフの結論である。

続けてベルクホフは、企業家による貴族身分獲得の条件について考察を行っている。ここで第一に指摘されるのは、貴族に叙せられた企業家の特定の大都市への集中である。1870～1918年の間に新貴族になった企業家148人のうち半数を上回る76人までが、ベルリン、フランクフルト、ハンブルク、ケルンの4つの都市に集中していた。そのなかでも26人の新貴族を輩出したベルリンが圧倒的な首位にあり、それに続くのが19人のフランクフルトであった。このような伝統的な金融・商業都市で多くの企業家が貴族に叙せられた背景には、こうした都市では経済界の有力者が中央政府や地方官庁の上級官吏と頻りに接触の機会をもったこと、そして、政府の直接的要請や経済政策に応じた資金調達における企業家の貢献が評価されたことがあったと考えられた。それと関連して、フランクフルトでは貴族に叙された企業家23人のうち13人までが銀行家であったことが指摘された。他方で、ルール地方の工業都市では重工業の大企業家の成長が著しかったにもかかわらず、貴族身分の獲得においてこうした都市は目立たなかった。その原因として、同地方では傑出した大企業家であっても貴族の称号をとくに欲するようなことはなく、政府により推薦を受けたそのほかの称号や勲章についても辞退する者が多かったことがあった。その代表がアルフレット・クルップ (Alfred Krupp)、アウグスト・テュッセン (August Thyssen)、エミール・キルドルフ (Emil Kirdorf) であり、なかでもクルップは貴族社会に憧憬よりもむしろに嫌悪感を抱いていたと言われ、貴族身分への叙位を繰り返し辞退していることでよく知られている³⁷⁾。

このように、貴族に叙せられた企業家の分布には、顕著な地域的及び社会的偏りが見られたのであり、貴族身分の叙位を手段として企業家を取り込もうとする国家の意図³⁸⁾も含めて多様な条件が複雑に絡み合うなかで貴族の叙位が行われいたと言える。そして、大企業家のなかにはそれを拒絶する者もいたのであり、「成り上がり者」たちが一様に貴族身分に憧憬をもって叙位を望んだのではなく、また、それを強く望んだとしても、諸条件による厳しい制約により容易に得られるものではなかったことがここでは明らかにされている。

さらに、そもそも貴族身分の獲得を単純に封建的価値規範の受け入れとして理解することにも問題があると見られた。ベルクホフは、企業家による貴族身分の獲得の動機とそれによる結果を結論づけるには、個々の企業家のメンタリティにまで踏み込んだ研究が依然として十分ではないことを指摘しているが、上記のようなクルップやテュッセンのような貴族身分を拒否した企業家の事例だ

けでも、「封建化」論に対する効果的な反証になると述べている。そして彼はさらに続けて、ドイツにおける電気工業のパイオニアであったヴェルナー・ジーメンス (Werner Siemens) の事例を取り上げ、彼が 1888 年に貴族の身分を得たのちも企業活動を継続していた事実から、彼にとって von の称号を受け取ることが封建的態度の表現でなかったことを指摘している³⁹⁾。

それでは次に、第 2 の問題群である大農場の購入や都市を離れた農村への移住による企業家たちの生活様式の変化に関する、ベルクホフとメラーによる再検討について見てみよう。彼らによると、まず、ブレーメン、ドルトムント、フランクフルトの 1,324 人の代表的企業家のなかで、405 ha を越えるような大規模な土地の所有者はわずか 23 人であった。確かに 19 世紀の初めまでは、企業活動で得られた利益で大規模な農場を購入することは、決して珍しいことではなかったようである。ところが、とくに 1870 年以降、土地は投資対象としても、ステイタス・シンボルとしても魅力を失っていったとされる。それには、危険をともなった農業よりも他の産業分野で確実な利益を期待できる投資対象が増えていったこと、また、資産価値を保証する手段として土地よりも政府の発行する国債などが広く利用されるようになったことが関係していた⁴⁰⁾。そもそも企業家たちは貴族的価値規範に同調し、また、将来の貴族身分の獲得を有利にする目的をもって土地を購入したわけではなかったことがここで確認されている。

他方で、企業家たちの都市郊外の大邸宅での生活は、大規模な農地の購入よりも頻繁に見られた現象であった。以前の「封建化」論においては、こうした移住と同時に企業家たちの多くは経営に関する日常業務を管理職員に任せ、自身は豪華な邸宅で享樂的な生活を追求したとされてきた。そして、こうした生活様式の変化が、企業家が市民的価値規範を放棄し、貴族のそれに順応していった指標と見られたわけである。ところが、ベルクホフとメラーによる集合伝記的研究によると、このような移住についてもドイツの企業家たちの別のイメージが浮かび上がる。

確かに多くの企業家たちは、工業化による環境の悪化にともなって都心を離れ、郊外に豪華な大邸宅を建設するなどして転出していった。その結果、都市郊外の小高い丘陵地帯には彼らが集合する高級住宅街が出現することにもなった。しかし、こうした移住と同時に彼らが企業活動から引退することはほとんどなかった。新しい邸宅の建設地も、仕事場に日常的に通えることを条件として選択され、都市から放射状に延びる街道沿いが選ばれることが多かった⁴¹⁾。たとえば、前述の A・テュッセンは、1904 年にそれまで 29 年も住まいとしたミュールハイム市内の邸宅を離れ、前年に購入した郊外のランツベルク城 (Schloss Landsberg) に転居した。この転居の理由は、第一に 63 歳になった彼が静養を欲したからであったが、しかしこのことは彼の企業活動における精力の衰えを意味するものでは決してなかった。それは、新居の選択に際して最も重要な要件とされたのは、車でミュールハイムの仕事場に通えることであったからである。また、1873 年にエッセン郊外のヒューゲル邸 (Villa Hügel) に居を構えた A・クルップも同様であった⁴²⁾。ドイツでは、一般的に企業家はかなり高齢になるまで仕事場の近くに居住したのであって、企業家の現役からの引退はライフサイクルにおける老齢によるものが圧倒的に多く、大農場の購入や郊外の大邸宅への転居を契機に引退するような事例はそもそも例外的なものであったと言えるのである。

続いて第 3 の問題群である企業家と貴族層との社会的融合に関する、ベルクホフとメラーの検討結果を見ていこう。彼らは、企業家の社会的出自、すなわち父親の職業と貴族との通婚の 2 つの観点からこの問題にアプローチしている。企業家の社会的出自に関する調査の結果、上記のドイツ 3 都市で抽出された代表的企業家についてその圧倒的多数の父親は、もともと社会的上層に属する企業家であったことがわかった。すなわち、父親の会社を相続して企業家になる者が多かったので

あり、彼らは前世代から受け継いだ企業家の家系の経済的及び人的資源をもって企業活動を有利に開始したのであった。他方で、貴族出身の企業家はごくわずかしは見られず、また、貴族出身の企業家のうちほとんどが父親の世代に新しく貴族に叙された者であった。すなわち、伝統的な貴族家系から企業家が出ることはほとんどなかったのである。また、企業家の子弟の社会的通婚範囲に関しては、圧倒的多数の者が同一の社会階層を出自とする娘を結婚相手としていた。2人が研究対象とした3都市の企業家では、71%がこれに当てはまった。他方で、労働者などの下層に対する排他的態度ははっきりしており、労働者の娘と結婚する企業家は3%ほどにとどまった。それに対して、貴族の娘と結婚する事例はそれよりも目立ち、割合は11%であったが、その場合も、新婦の父親のほとんどが新貴族であって、古くからの貴族の家系に属するようなことはきわめて例外的であった⁴³⁾。このことから、将来的に貴族身分を獲得することを願って、伝統的貴族の娘を息子の結婚相手に探すことは、ほとんど現実味がなかったと言える。

以上のような考察の過程で、ベルクホフとメラーはドイツとイギリスの相違点よりも共通点を重視し、両国の企業家層について単純な「封建化」論を退ける方向で議論を展開している。たとえば、イギリスでも新興の工業都市よりも伝統的な商業都市で貴族に叙せられる企業家が目立ったのであり、ドイツの新貴族においてひととき目立ったフランクフルトの銀行家には、ロンドンのシティの銀行家が対応するとされた。いずれにせよ、両国で貴族に叙されたのは企業家層のなかでも傑出したごくわずかな者であり、したがって貴族身分の獲得による「封建化」の作用はいずれの国でも限定的であったと見られた。また、大農場を購入する者はイギリスの企業家のなかでもわずかであり、そして、イギリスでも多くの企業家が都市郊外の大邸宅に移り住んだが、ドイツの企業家と同様、郊外へのこうした転居が市民的価値規範からの離脱と見るのは早計であるとされた。さらに、イギリスの企業家の息子や娘の社会的通婚範囲についても、同一の社会階層内にほぼ限られたのであり、研究対象としたイギリスの3都市で代表的企業家の娘が貴族と結婚した割合は8%ほどで、ドイツの場合と同様、その結婚相手の多くは新貴族の企業家の息子であったことが指摘された⁴⁴⁾。

それでも、ベルクホフとメラーの研究はドイツとイギリスの相違点、すなわちそれぞれの特徴もはっきりと浮き上がらせるものであった。まず、企業家に対する貴族身分の「開放性」に両国ではっきりした相違が認められた。1870～1918年にイギリスで貴族院の議席をともなった上級貴族に新たに叙せられた者は全部で308人を数えたが、そのなかで企業家は110人で35.7%までを占め、最大のグループを形成していた。他方で、同期間にプロイセンでは、前述のように221人が爵位貴族に叙せられたが、そのうち企業家は14人で6.3%を占めるにすぎなかった。さらに、イギリスでは1880年代以降に貴族身分の叙位の条件が大きく緩和され、新貴族の数が顕著に増加し、それによってプロイセンとの差はますます拡大していくことになった。その背景には、政党を基盤とする議会主義政治の発展があったとされる。政党はその増大する活動資金の調達を企業家による寄付に依存することになり、そのため企業家出身の議員は議席を長く保持することで貴族に叙せられる資格を獲得するようになったのである。この時期の貴族身分のさらなる「開放」は、イギリスの政治世界における伝統的貴族層の独占的地位を終わりに向かわせる契機になったと見られた⁴⁵⁾。

他方プロイセンにおいては、前述のように新たに貴族に叙せられた者のなかでは、軍人、大農場主、そして官吏が目立ち、この3者で全体の80%以上を占めたことが大きな特徴として指摘される。プロイセンでは軍隊と官僚制が伝統的に保持した社会的威信が、国家の貴族身分政策に反映されていたと見ることができる。また、上記のようにイギリスでは一般的となっていた現役議員への貴族身分の叙位は、プロイセンではごくわずかしは見られなかった。1871～1918年の間に、4

人の現役の帝国議会議員が、そして 13 人の邦議会の下院議員が貴族に叙せられたにすぎなかった。要するに、プロイセンでは議会主義と政党政治の未発達が企業家出身の現役議員の少なさとともに、現役議員の貴族身分獲得者の少なさに関係していたのである⁴⁶⁾。

ベルクホフとメラーの研究ではそのほかにも、貴族身分の叙位におけるイギリスにおける国教徒の優遇やプロイセンにおける国王の個人的影響力の強さなど、両国で異なった様々な特徴が確認されている。彼らの研究は、両国の企業家層の価値規範や行動様式の変化について、画一的な「封建化」論の適用を外すことにより、それぞれの特徴を浮き彫りにすることも一定の成果をあげていると言える。

(b) U・フレーヴェルトによる〈決闘史〉研究

これまで取り上げてきた研究は、市民層のなかでも圧倒的に企業家層の、すなわち経済市民層の「封建化」の問題について再検討を行ったものであったが、ここではとくに教養市民層、すなわち大学などで高度な教養資格を身につけた上級官吏、弁護士、公証人、医師、大学教授などの間で蔓延し、彼らの「封建化」の左証と見られてきた決闘の問題に関する U・フレーヴェルトによる再検討について見ていくことにする。決闘をテーマとする彼女の研究としては、1991 年にモノグラフとして出版された『名誉ある男たち』⁴⁷⁾が代表的なものであり、一次資料に基づく詳細で包括的な議論を展開しているが、本稿では、それ以前の 1988 年に発表された論考「市民性と名誉——決闘のイギリス・ドイツ比較——」を中心に彼女の提示する議論を見ていきたい。それは、サブタイトルにもあるように、この論考ではイギリスとの対比をもって、近代ドイツの市民層と決闘の関係について考察が進められているからである⁴⁸⁾。

名誉に関わる問題に決着をつけるために 2 人の男が武器を手にして戦うといった決闘は、近世においてはもっぱら貴族の慣習としてヨーロッパ各国で見られたものであり、また、貴族により独占されていた将校団では、特別な軍事的な名誉意識と結びついて盛んに行われていた。こうした決闘が、19 世紀になってドイツではとくに教養ある市民たちの間にも広まり、前述のように帝制期には帝国議会で繰り返し激しい批判的にもなったのである。他方で、イギリスにおいても決闘は 18 世紀には貴族からジェントルマンの階層に広がり、頻繁に行われていたが、19 世紀の半ばにはほぼ完全に姿を消し、それ以前であれば決闘によって決着がつけられていたであろう紛争は、これ以後は、ほとんどが裁判所に持ち込まれることになった⁴⁹⁾。このような両国における展開の相違が、同時代の知識人と戦後の歴史家によりドイツでは市民層の「封建化」に、イギリスでは「市民性の勝利」に結びつけられたのである。前述のようにヴェーラーは、予備役将校制度と貴族的な学生団体にドイツ市民層に決闘を広く受容させる機能を見て取ったのであった。

フレーヴェルトも、ドイツにおいて市民層に決闘が慣習として普及した重要な要件として、社会的威信をもった将校団と学生団体の役割を確認している。とくに帝制期になっての予備役将校の数的増大は、軍事的な名誉意識の市民層における影響力を高めることになった。よく知られているように、封建制の残滓に鋭い批判の目を向けていたマックス・ウェーバーですら、自身が一年志願兵を経て獲得した予備役将校の地位に大いなる誇りを持ち、また、女性運動の活動家であったマリアンネ・ウェーバーが新聞記事で侮辱を受けたとき、即座に決闘の申し込みに動いたのであった。さらに、ドイツでは自由主義的なブルシェンシャフトも構成員に決闘を義務づけており、国家や大学当局による決闘の禁止措置に対して頑強に抵抗を続けたことも確認されている。フレーヴェルトにより新たに指摘されたのは、決闘は学生団体の構成員にとって学生の名誉を守る手段であるのみでなく、「男性の特性」、すなわち「男性的な大胆さ」及び「動物的な臆病に対する男性的な意志の卓

越」を身につけることに役立つと考えられていたことであった⁵⁰⁾。

また、フレーヴェルトによれば、ドイツで市民たちはもともと貴族の頹廢的とも見られる生活習慣に嫌悪感を抱きつつも、他方で貴族たちが誇示する身分的名誉や決闘の慣習などに羨望の念を抱いていたのも確かであった。しかし、19世紀以降に市民たちが盛んに行うようになった決闘は、貴族の決闘を単純に真似たのものではなく、独自の名誉概念に基礎づけられたものであったというのである。この新しい名誉概念とは、新人文主義の運動によって、教養を通じて陶冶され、完成されるべき人格の理念に関連づけられるものであった。当時、個人の自由な人格的發展は、営利的活動が社会全体を覆い尽くすなかで、また、社会の隅々まで国家による規制や介入が強まるなかで次第に困難なものになりつつあると感じられていた。こうした時代にあつて、人格に対する攻撃を名誉の毀損とみなし、その名誉の回復のために行う決闘は、個人の人格を前面に強力に押し出すものであつて、新人文主義の洗礼を受けた教養ある市民たちにとっては人格的自由の拠り所とも見られたのであった。したがって、ウェーバーを始めとする本来は封建的諸制度に批判的な立場にあつた教養市民たちが積極的に決闘に関与したのは、彼らが決闘を貴族のような身分的名誉ではなく、新人文主義の教養理念と結びついた人格的完全性と関係づけていたがゆえであったと考えられる⁵¹⁾。

他方、イギリスでは、ドイツにおいて決闘の大きな温床となった軍隊の社会的威信と影響力はきわめて小さく、また、決闘を義務づけるような学生団体も存在しなかった。こうしたなかでイギリスのジェントルマンたちは貴族たちをの決闘の慣行を単に真似したのであり、それゆえ、彼らが名誉回復のために別の手段を選択することは比較的容易であった。他方で、ドイツの市民層は決闘を個人の人格的完全性と結びついた名誉概念によって新たに基礎づけ、市民的慣習として我がものとして育てあげたがゆえに、それを簡単に放棄することはもはやできなくなった、とフレーヴェルトは見たのである。

おわりに

近代ドイツにおける市民層の「封建化」論は、「社会構造史」学派によって「ドイツの特有の道」テーゼのなかで定式化されてきたものであったが、本稿で見たように、ブラックボーンとイリーによる批判とそれを受けて進められた再検討の過程において多くの不備が明らかとされた。そして、これまでの研究成果により単純な「封建化」論はほとんど支持を失うことになったと言ってもよいであろう。そもそも「封建化」論は、市民層に関する実証的な社会史研究の十分な蓄積の上に立つものではなかったのであり、市民層の「封建化」を裏づける証言として頻繁に引用されてきた同時代人の嘆きの言葉や手厳しい批判も、このような実証研究の不備を補うものではなかった。当時の進歩主義的知識人たちは、市民たちが決闘に熱中したり、貴族の生活様式を取り入れたり、また、称号や勲章を求めたりする態度を「封建化」といった言葉で批判したのであったが、彼らが市民たちのこうした行動の原因を客観的に理解できていたかどうかはかなり疑わしい。多くの同時代人たちが、イギリスにおける決闘の早期の廃絶を単純に市民層による社会的・政治的ヘゲモニーの確立に帰そうとしたことは、明らかな誤認によるものであった。

そのほか「封建化」論の大きな不備は、ケルブレが的確に問題を整理しているように、曖昧な「封建化」概念を基礎とした指標にあつた。そもそも、貴族との社会的融合の指標となる企業家の

子弟と貴族の娘との婚姻はかなり難しく、貴族的職業である大農場主への転身もきわめて例外的な事例にとどまったがゆえに、こうした指標をもって企業家層の「封建化」を読み取ることは始めから無理があったのである。また、商業顧問官などの称号、勲章、予備役将校の辞令については、むしろ国家による政治的規律化や統合の手段として見るべきであり、これらを市民たちが熱心に望んだとしても、このことを彼らの貴族の政治的ヘゲモニーに対する「屈服」と見なすことはできなかったのである。そして、企業家による豪華な貴族的生活様式の模倣も、貴族的な価値規範への完全な適応かどうかは疑わしく、むしろ企業家層による新しい文化の創出を認めるべきであった。

そして、ベルクホフとメラーの研究は、上記のようなケルブレによる「封建化」論に対する批判的考察に、ドイツとイギリスの企業家層に関する集合伝記的研究を含む比較社会史的考察をもって、実証的な裏づけを与えようとしたものであった。彼らの研究は「封建化」論の指標として整理された3つの問題群に従って考察を進めるものであったが、その考察の過程で両国の企業家層には「封建化」論には適合しない多くの共通する行動パターンが確認されるとともに、両国の相違点もはっきりと浮かび上がることになった。他方でフレーヴェルトの決闘の歴史に関する研究では初めから、決闘が市民層により執拗に保持されたドイツと早期に廃絶されたイギリスの相違が問題にされていた。彼女の研究では、ドイツの市民層が貴族の慣習であった決闘を新人文主義の教養理念と結合した名誉概念によって新たに基礎づけ、市民的慣習として、すなわち市民的文化の一部として育てあげたことが明らかにされた。本稿で取り上げたこれらの研究では、ドイツの特徴としてとくに軍隊と官僚制の社会的威信と議会主義・政党政治の未発達がはっきり確認され、また、イギリスにおける開放的なジェントルマン層との対比で、ドイツにおける貴族層と市民層の社会的断絶や市民層の社会的閉鎖性が特徴として指摘されることにもなった。

コッカは、「はじめに」で言及した1986年に発足したビーレフェルト・プロジェクトを総括して、その研究成果の幾つかは「ドイツ特有の道」テーゼの主要な構成要素について修正を余儀なくさせ、このテーゼを全体として相対化することに重要な貢献をした点を高く評価している⁵²⁾。ベルクホフとメラーの研究の幾つかも、このプロジェクトの研究成果を発表するため1991年に刊行が始まった「市民層——ヨーロッパ社会構造史叢書」⁵³⁾に収録されている。また、フレーヴェルトによる決闘に関する研究も、このプロジェクトの初期の研究成果の一部である⁵⁵⁾。ただし、こうした研究成果によって「特有の道」テーゼの相対化が進められたのであって、その全面的に否定に至ったわけではない。このテーゼのパラダイムは、ドイツの歴史家にとってはナチズムの社会構造的原因の究明といったいわば道義的責任と結びいており、修正を受けながらも容易に放棄され得ないものとなっているのも確かである⁵⁴⁾。

また、コッカは、「ドイツ特有の道」論争が上記のプロジェクトの決定的な推進力になったことを認めながらも、その研究成果がすべて「特有の道」テーゼの修正に還元されるものでないことを指摘している。そこで彼は、このプロジェクトを通じて、それまでは個別バラバラに行われてきた市民的諸グループに関する多様な研究成果が「社会構造史」における大きな問題と結びつけられ、結果として「社会構造史」の発展に寄与することになった点にも言及している⁵⁵⁾。したがって、本稿で取り上げた「封建化」論の再検討の意義をより明確にするには、市民層研究全体のなかにその成果を位置づけていくことが必要となろう。そのためには、1980年代半ば以降の市民層研究により生み出された多様なテーマに関する膨大な研究成果について、いま一度、総括的な整理を行うことが次なる課題となる。

その際には、「封建化」論に対する批判と再検討の過程で、興味深い論点として浮かび上がった

以下のような問題に関して、これまでの市民層研究においてどのように扱われ、そして考察が深められきたのかについて確認することが必要と考えられる。まず、ブラックボーンが指摘した「支配階級の新旧両要素の新しい関係＝共生関係の形成」が、ドイツにおいては実態としてどのように進んだのかの問題である。本稿で取り上げた研究からは、上記のようにドイツ市民層の閉鎖性や社会的孤立が特徴として確認されている。次に、同様にブラックボーンにより重視されたドイツ社会の「市民化」の進展に関する問題である。彼はここで自発的結社に重要な役割を付与しているが、強力な官僚制が存在し、教養市民層において官吏が中核を占めたドイツで、結社の急激な発展が政治・社会的に何を意味したのかが問われることになろう。そして、最後はフレーヴェルトによって明らかにされた独自の「市民文化」の創出の意味に関する問題である。この問題に関連してケルブレは、伝統的な市民的価値規範から断絶した「新しい独自のブルジョア的生活様式」を貴族的文化に対峙させている。

〔註〕

- 1) *Gesellschaftsgeschichte* は単に「社会史」と訳されることも多いが、H・U・ヴェーラーを中心に「歴史的社会科学 (Historische Sozialwissenschaft)」として創設された *Gesellschaftsgeschichte* は、社会における諸階層及び諸グループ間の対立や抗争の歴史を全体として構造的に分析することをめざすものであり、本稿においては原則として「社会構造史」の訳を当てることにする。他方で、本稿で使用する「社会史」は基本的に *Sozialgeschichte* に対応するものとし、伝統史学において無視されてきた社会の諸領域に焦点を当てる狭義の社会史について使用するものとする。ただし、*Sozialgeschichte* はドイツでも多義的に使用されており、上記の意味のほか、いわゆる「全体史」を追求するフランスやイギリスの社会史に適用されることもあり、また、1980年代以降のドイツで「社会構造史」に対抗して提唱された一般の人びとの主体性を重視する「日常史」や「下からの社会史」について使用されることもある。
- 2) こうした「特有の道」テーゼの展開としては、Hans-Ulrich Wehler, *Bismarck und der Imperialismus*, Köln 1969; ders., *Das deutsche Kaiserreich 1871-1918*, Göttingen 1973 [大野英二・肥前榮一訳『ドイツ帝国 1871-1918年』(未来社, 1983年)] を参照。また、邦訳のあるものとして、この立場を代表するヴィンクラーの大著 Heinrich A. Winkler, *Der lange Weg nach Westen: Deutsche Geschichte 1789-1933*, 2 Bde., München 2000 [後藤俊明・奥田隆男・中谷毅・野田昌吾訳『自由と統一への長い道——ドイツ近現代史 1789-1933年——』I - II (昭和堂, 2008年)] も参照。
- 3) ブラックボーンとイリーによる批判については、David Blackbourn/Geoff Eley, *Mythen deutscher Geschichtsschreibung. Die gescheiterte Revolution von 1848*, Frankfurt/M. 1980 [望田幸男訳『現代歴史叙述の神話——ドイツとイギリス——』(晃洋書房, 1983年)] を参照。本文中の引用はEbenda, S. 80, 81 [邦訳, 100, 101頁] による。なお、David Blackbourn/Geoff Eley, *The Peculiarities of German History. Bourgeois Society and Politics in Nineteenth-Century Germany*, Oxford/New York 1984 は、上記の共著書の英語版に相当するが、1980年刊行のオリジナル版に対するヴェーラーらの反論が強く意識されており、この英語版ではイリーとブラックボーンの議論にかなりの補強と拡充が見られる。
- 4) 「特有の道」論争の発端としては、以下の2冊も大きなインパクトを与えた。David P. Calleo, *Legende und Wirklichkeit der deutschen Gefahr. Neue Aspekte zur Rolle Deutschlands in der Weltgeschichte von Bismarck bis Heute*, Bonn 1980; Bernd Faulenbach, *Die Ideologie des deutschen Weges. Die deutsche Geschichte in der Historiographie*

zwischen Kaiserreich und Nationalsozialismus, München 1980.

- 5) Ute Frevert, Bürgertumsforschung: Ein Projekt am Zentrum für interdisziplinäre Forschung der Universität Bielefeld, in: *Jahrbuch der historischen Forschung*, 1986, S. 36-37; Jürgen Kocka, Bürgertum und Sonderweg, in: Peter Lundgreen (Hg.), *Sozial- und Kulturgeschichte des Bürgertums: eine Bilanz des Bielefelder Sonderforschungsbereichs (1986-1997)* (*Bürgertum*, Bd. 18), Göttingen 2000, S. 93; ders., Einleitung, in: ders. (Hg.), *Bürger und Bürgerlichkeit im 19. Jahrhundert*, Göttingen 1987, S. 10-12. 我が国で、ドイツの近代市民層に関する歴史研究の動向と課題を整理したものとして、森田直子「近代ドイツの市民層と市民社会——最近の研究動向——」『史学雑誌』第 110 編第 1 号 (2001 年) 100-116 頁がある。
- 6) Gerhard A. Ritter/Jürgen Kocka (Hg.), *Deutsche Sozialgeschichte. Dokumente und Skizze, Bd. II: 1870-1914*, München 1974, S. 67-68; Hartmut Kaelble, Wie feudal waren die deutschen Unternehmer? Ein Zwischenbericht, in: Richard Tilly (Hg.), *Beiträge zur vergleichenden Unternehmensgeschichte*, Stuttgart 1985, S. 151; Dieter Ziegler, Das wirtschaftliche Großbürgertum, in: Lundgreen (Hg.), a. a. O., S. 114-115; Jürgen Kocka, Bürgertum und bürgerliche Gesellschaft im 19. Jahrhundert. Europäische Entwicklung und deutsche Eigenarten, in: ders. (Hg.), *Bürgertum im 19. Jahrhundert. Deutschland im europäischen Vergleich*, Bd. 1, München 1988, S. 65-67 [「市民層と市民社会」望田幸男監訳『国際比較・近代ドイツの市民——心性・文化・政治——』(ミネルヴァ書房, 2000 年) 31-32 頁].
- 7) たとえば Eckart Kehr, Das soziale System der Reaktion in Preußen unter dem Ministerium Puttkamer, in: *Der Primat der Innenpolitik*, hrsg. von Hans-Ulrich Wehler, Berlin 1970, S. 64-86.
- 8) Friedrich Zunkel, *Der rheinisch-westfälische Unternehmer. 1834-1879*, Köln 1962, S. 106, 121, 249. そのほか、初期の「封建化」論として歴史研究に影響力をもったものとして、社会学者 R・ダーレンドルフの Ralf Dahrendorf, *Gesellschaft und Demokratie in Deutschland*, München 1968, bes. S. 69-73 がよく知られている。
- 9) Eckart Kehr, Zur Genesis des Königlich Preußischen Reserveoffizierkorps, in: *Der Primat der Innenpolitik*, 53-63, bes., S. 60.
- 10) Wehler, *Das deutsche Kaiserreich*, S. 130-131 [邦訳, 194-195 頁].
- 11) Wehler, *Das deutsche Kaiserreich*, S. 129-130 [邦訳, 193-194 頁].
- 12) Max Weber, Der Nationalstaat und die Volkswirtschaftspolitik (1895), in: *Gesammelte Politische Schriften*, 3. Aufl., Tübingen 1971, S. 1-25, bes. 18-22 [「国民国家と経済政策」中村貞二・山田高生・林道義・嘉目克彦共訳『政治論集』1 (みすず書房, 1982 年) 37-63 頁, とくに 55-59 頁].
- 13) Ritter/Kocka (Hg.), *Deutsche Sozialgeschichte*, S. 83-84. なお、註 6) に初出のこの史料集には「ドイツ特有の道」テーゼを裏づける同時代人による証言が数多く収録されている。
- 14) Werner Sombart, *Die deutsche Volkswirtschaft im neunzehnten Jahrhundert*, 2. Aufl., Berlin, 1903, S. 508.
- 15) Lujó Brentano, Über die Duellfrage, in: *Mitteilungen der Deutschen Anti-Duell-Liga*, Nr. 29, 1909, S. 2-7.
- 16) *Stenographische Berichte über die Verhandlungen des Reichstags*, IX. Legislaturperiode, IV. Session 1895/97, Bd. 3, Berlin 1896, S. 1809.
- 17) *Stenographische Berichte über die Verhandlungen des Reichstags*, XIII. Legislaturperiode, I. Session, Bd. 294, Berlin 1914, S. 8091. Ritter/Kocka (Hg.), a. a. O., S. 77 に収録。
- 18) Blackburn/Eley, *Mythen deutscher Geschichtsschreibung*, S. 26-27, 52-58 [邦訳, 33-34, 70-71, 77-78 頁]. 同書の要旨に関しては、松本彰『『ドイツの特殊な道』論争と比較史の方法』『歴史学研究』543 (1985 年) 3-4 頁; 木谷勤「補章 現代歴史学論争」木谷勤・望田幸男編著『ドイツ近代史』(ミネルヴァ書房, 1992 年) 266-267 頁も参照。なお、ドイツ語の原著においてイリーとブラックボーンは、*Bürgertum* ではなく *Bourgeoisie* を一貫して使用しており、邦訳版もこれをブルジョアジーと訳している。ただし、形容詞としては *bürgerlich* が使われ、すなわち

「市民革命」は *bürgerliche Revolution* と表記され、「市民化」については *Verbürgerlichung* の語が使われている。「封建化」論に関する両者の議論の重心は、市民層のなかでも狭い意味でのブルジョアジー（経済市民層）にあるのは確かであるが、本稿では *Bourgeoisie* については「市民層」の訳語を当てることにする。19世紀のドイツの *Bürgertum* は、イギリスの社会階層においてはおよそ *upper middle class* に対応することになるが、同書でも、また、その英語版においてもこの表記は使われていない。

- 19) Max Weber, *Kapitalismus und Agrarverfassung* 1904, in: *Zeitschrift für die gesamte Staatswissenschaft*, 108, 1952, S. 405 [「農業制度と資本主義」山岡亮一訳『世界大思想全集 21 ウェーバー』(河出書房, 1954年) 124頁].
- 20) Blackbourn/Eley, *Mythen deutscher Geschichtsschreibung*, S. 85-86 [邦訳, 110-111頁]. ブラックボーンの「封建化」論に対する批判については, David Blackbourn, *The German bourgeoisie: an introduction*, in: David Blackbourn/Richard J. Evans (ed.), *The German Bourgeoisie: Essays on the social history of the German middle class from the late eighteenth to the early twentieth century*, London/New York, 1991, pp. 13-14 も参照.
- 21) Blackbourn/Eley, *Mythen deutschen Geschichtsschreibung*, S. 86-87 [邦訳, 111-113頁].
- 22) Ebenda, S. 89-95 [邦訳, 115-123頁].
- 23) Ebenda, S. 94-98 [邦訳, 121-126頁].
- 24) Perry Anderson, *Origins of the Present Crisis*, in: *New Left Review*, 23, 1964, pp. 26-53 [「現代イギリス危機の諸起源」米川伸一訳『思想』498 (1965年) 64-75頁及び501 (1966年) 124-138頁]; Tom Nairn, *The British Political Elite*, in: *New Left Review*, 23, 1964, pp. 19-25; ders., *The English Working Class*, in: *New Left Review*, 24, 1964, pp. 45-57; Martin J. Wiener, *English Culture and the Decline of the Industrial Spirit 1850-1980*, Harmondsworth, 1981 [原訳『英国産業精神の衰退——文化史的接近——』(勁草書房, 1984年)].
- 25) Blackbourn/Eley, *The Peculiarities*, pp. 135-136, 170, 230. ブラックボーンとイリーが言及するウィーナーの「ジェントリ化」論に関しては, とくに Wiener, op. cit., pp. 127-154 [邦訳, 217-267頁] を参照.
- 26) 「社会構造史」学派による反論としては, Jürgen Kocka, *Der „deutscher Sonderweg“ in der Diskussion*, in: *German Studies Review*, 5, 1982, S. 365-379; Hans-Jürgen Puhle, *Deutscher Sonderweg? Kontroverse um eine vermeintliche Legende*, in: *Journal für Geschichte*, 4, 1981, S. 44-45; Hans-Ulrich Wehler, *Preußen is wieder chic*, in: *Der Monat*, Jg. 31/3, 1979, S. 92-96などを参照. 反論の内容に関して邦語では, 松本, 前掲論文, 5頁; 木谷「現代歴史学論争」268-269頁を参照. 反論の骨子としては, まず, たとえ市民層の利害が貫徹しうる法制度が成立したとしても, ユンカー層の優越する権威主義的政治体制の存続があったことは間違いなく, この意味におけるイギリスやフランスに対するドイツの特殊性は否定できない, とする主張がなされた. また, イギリス史家は近代の発展におけるドイツと西欧諸国の同等と共通性を強調することによって, 「ドイツの特殊性」を「資本主義の一般性」に解消してしまう傾向にあり, これではナチズムを生み出した原因の歴史的解明に結びつかないことも問題として指摘された. このように「社会構造史」学派による議論には, ナチズムの原因を解明にこだわる強力な道義的責任感が反映されていた.
- 27) 「ドイツ特有の道」論争の概要と主要な論点に関しては, Jürgen Kocka, *German History before Hitler: The Debate about the German „Sonderweg“*, in: *Journal of Contemporary History*, 23, 1988, S. 3-16; 松本, 前掲論文, 1-19頁; 末川清「『ドイツ特有の道』論について」『立命館史学』19 (1998年) 1-26頁を参照.
- 28) Kaelble, *Wie feudal?*, S. 148-149; Hartmut Berghoff, *Aristokratisierung des Bürgertum? Zur Sozialgeschichte der Nobilitierung von Unternehmern in Preußen und Großbritannien 1870 bis 1918*, in: *Vierteljahrschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte*, 81/2, 1994, S. 179-180; Hartmut Berghoff/Roland Möller, *Unternehmer in Deutschland und England 1870-1914. Aspekte eines kollektivbiographischen Vergleichs*, in: *Historische Zeitschrift*, 256, 1993, S. 357-358; Ziegler, *Das wirtschaftliche Großbürgertum*, in: Lundgreen (Hg.), a. a. O., S. 116.

- 29) 註 6) に初出の Kaelble, *Wie feudal?*, S. 148-171. ケルブレには、これ以前に教授資格論文を公刊したベルリンの企業家層に関するモノグラフ Hartmut Kaelble, *Berliner Unternehmer während der frühen Industrialisierung. Herkunft, sozialer Status und politischer Einfluß*, Berlin 1972 がある。
- 30) Kaelble, *Wie feudal?*, S. 151-153. ケルブレがここで取り上げているのは、以下の3つの研究である。Wilhelm Stahl, *Der Elitekreislauf in der Unternehmerschaft*, Frankfurt/M. 1973; Hansjoachim Henning, *Soziale Verflechtung der Unternehmer in Westfalen 1860-1914*, in: *Zeitschrift für Unternehmensgeschichte*, 23, 1978, S. 1-30; Toni Pierenkemper, *Die westfälischen Schwerindustriellen 1852-1913*, Göttingen 1979.
- 31) Kaelble, *Wie feudal?*, S. 153-159.
- 32) Ebenda, S. 164. 家族企業の継承のための息子たちの修業等に関しては、Horst Beau, *Das Leistungswissen des frühindustriellen Untermehmertums in Rheinland und Westfalen*, Köln 1959 で明らかにされている。
- 33) Kaelble, *Wie feudal?*, S. 164-167.
- 34) Ebenda, S. 167-168.
- 35) いずれも註 28) に既出の Berghoff, *Aristokratisierung des Bürgertum?*, S. 178-204 と Berghoff/Möller, *Unternehmer in Deutschland und England*, S. 353-386. そのほかに Hartmut Berghoff/Roland Möller, *Wirtschaftsbürger in Bremen und Bristol 1870-1914. Ein Beitrag zur komparativen Unternehmerforschung*, in: Hans-Jürgen Puhle (Hg.), *Bürger in der Gesellschaft der Neuzeit: Wirtschaft – Politik – Kultur (Bürgertum, Bd. 1)*, Göttingen 1991, S. 156-177 がある。また、ベルクホフにはイギリスの企業家層に関するモノグラフ Hartmut Berghoff, *Englische Unternehmer 1870-1914: eine Kollektivbiographie führender Wirtschaftsbürger in Birmingham, Bristol und Manchester (Bürgertum, Bd. 2)*, Göttingen 1991 があり、これが上記の両国の企業家層に関する比較研究の基礎となっている。なお、90年代に出されたベルクホフとメラーと問題関心を共有する研究としては、以下のものが特筆すべきである。Karin Kaudelka-Hanisch, *Preußische Kommerzienräte in der Provinz Westfalen und im Regierungsbezirk Düsseldorf (1810-1918)*, Drotmund 1993; Dirk Schumann, *Bayerns Unternehmer in Staat und Gesellschaft 1834-1914: Fallstudien zu Herkunft und Familie, politischer Partizipation und staatlichen Auszeichnungen (Kritische Studien zur Geschichtswissenschaft, Bd. 98)*, Göttingen 1992; Dolores Augustine, *Patricians and Parvenues. Wealth and High Society in Wilhelmine Germany*, Oxford 1994. これらの研究はいずれも、社会史的手法をもって企業家層の「封建化」を否定する結論を導き出している。
- 36) Berghoff, *Aristokratisierung des Bürgertum?*, S. 183-184, 203; Berghoff/Möller, *Unternehmer*, S. 373.
- 37) Berghoff, *Aristokratisierung des Bürgertum?*, S. 189-191; Berghoff/Möller, *Unternehmer*, S. 374.
- 38) ヴィルヘルム 2 世の即位後、とくに 1890 年代にプロイセンでは貴族身分の叙位政策に明確な転換が認められた。貴族に叙せられた企業家は、1871 ~ 1889 年に 31 人 (年平均 1.6 人, 全体の 6.5 %) であったが、1890 ~ 1918 年には 117 人 (年平均 4 人, 全体の約 14 %) になった。Berghoff, *Aristokratisierung des Bürgertum?*, S. 185.
- 39) Ebenda, S. 195.
- 40) Berghoff/Möller, *Unternehmer*, S. 377-378; Hartmut/Möller, *Wirtschaftsbürger*, S. 172-173.
- 41) Berghoff/Möller, *Unternehmer*, S. 377.
- 42) Berghoff, *Aristokratisierung des Bürgertum?*, S. 196.
- 43) Berghoff/Möller, *Unternehmer*, S. 360, 376. 社会的通婚範囲については、Berghoff/Möller, *Wirtschaftsbürger*, S. 162-163 も参照。ただし、ここで指摘されたような企業家の社会的出自における相続者の圧倒的優位や貴族出身の企業家が僅かであったことに関しては、これ以前に J・コッカの研究などですでに明らかにされている。たとえば、Jürgen Kocka, *Unternehmer in der deutschen Industrialisierung*, Göttingen 1975, S. 33-34, 38-39.
- 44) Berghoff, *Aristokratisierung des Bürgertum?*, S. 198; Berghoff/Möller, *Unternehmer*, 376, 377.

- 45) Berghoff, Aristokratisierung des Bürgertum?, S. 183-184.
- 46) Ebenda, S. 184-185.
- 47) Ute Frevert, *Ehrenmänner. Das Duell in der bürgerlichen Gesellschaft*, München 1991. 本書は、1989年にビーレフェルト大学に提出した教授資格請求論文を基にしたものである。
- 48) Ute Frevert, Bürgerlichkeit und Ehre. Zur Geschichte des Duells in England und Deutschland, in: Kocka (Hg.), *Bürgertum im 19. Jahrhundert*, Bd. 3, S. 101-140 [「市民性と名誉——決闘のイギリス・ドイツ比較——」 望田監訳『国際比較・近代ドイツの市民』133-165頁]. そのほかにフレーヴェルトには, dies., Die Ehre der Bürger im Spiegel ihrer Duelle. Ansichten des 19. Jahrhunderts, in: *Historische Zeitschrift*, 249 (1989), S. 545-582 があり, 同論文は id., Bourgeois honour: middle-class duellists in Germany from the late eighteenth to the early twentieth century, in: Blackburn/Evans (ed.), *The German Bourgeoisie*, pp. 255-292 として英訳されている。ブラックボーンとエヴァンズによって編集されたこの論文集への収録から, フレーヴェルトの決闘史研究がイギリスの社会史研究者によっても高く評価されていることがわかる。なお, わが国では, 森田直子「ドイツ近代の決闘——エリアスとフレーヴェルトを中心に——」『立正史学』113 (2013年), 43-63頁による紹介がある。
- 49) Frevert, Bürgerlichkeit und Ehre, S. 117-128 [邦訳, 144-147頁].
- 50) Frevert, Bürgerlichkeit und Ehre, S. 102, 132-133, 137 [邦訳, 134, 153-154, 157, 頁]. 学生団体と決闘に関しては dies., *Ehrenmänner*, S. 134-159 も参照。
- 51) Frevert, Bürgerlichkeit und Ehre, S. 129-130, 138 [邦訳, 151-152, 157-158頁]; dies., *Ehrenmänner*, S. 222-227.
- 52) Jürgen Kocka, Bürgertum und Sonderweg, in: Lundgreen (Hg.), a. a. O., S. 93.
- 53) Vandenhoeck & Ruprecht 社による *Bürgertum: Beiträge zur europäischen Gesellschaftsgeschichte* のシリーズ。ビーレフェルト・プロジェクトは 1997 年には終了しており, 2000 年に出されたこの叢書の第 18 巻 (註 5) に初出の Lundgreen (Hg.), a. a. O.) は, このプロジェクトの総括を目的とするものである。註 35) で言及したベルクホフとメラーによるブレーメンとブリストルの企業家層を研究対象とした論文は, この叢書の第 1 巻 (Puhle (Hg.), a. a. O.) に収録されており, 同様にベルクホフのイギリス企業家層に関するモノグラフはこの叢書の第 2 巻として出されたものである。なお, この叢書は 2003 年に刊行の第 23 巻で終了となり, 2004 年からは, それまでの市民層に関する社会史研究を, 文化史的及び政治史的方向に拡大することを謳った新シリーズ *Bürgertum Neue Folge: Studien zur Zivilgesellschaft* が同出版社から出されている。
- 54) 「ドイツ特有の道」テーゼは, 現在のドイツ連邦共和国では公式の歴史観として位置づけられている。このテーゼの現在までの展開に関しては, 今野元「ドイツ帝国研究における論争」木村靖二・千葉敏之・西山暁義編『ドイツ史研究入門』(山川出版社, 2014年) 131-136頁を参照。
- 55) Kocka, Bürgertum und Sonderweg, in: Lundgreen (Hg.), a. a. O., S. 98-99.